

○ 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 介護サービス 一～七 (略)</p> <p>八 短期入所生活介護</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第二百一条及び第二百二十二条）</p> <p>(1) 従業者の員数</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</u></p> <p>2 設備に関する基準（居宅基準第二百二十三条及び第二百二十四条）</p> <p>(1) <u>ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く）との一体的運営について</u> <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、その利用定員を二十人未満であつてもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</u></p> <p>(2) ～ (12) (略)</p>	<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 介護サービス 一～七 (略)</p> <p>八 短期入所生活介護</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第二百一条及び第二百二十二条）</p> <p>(1) 従業者の員数</p> <p>①・② (略)</p> <p>2 設備に関する基準（居宅基準第二百二十三条及び第二百二十四条）</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>

## 3 (略)

## 4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

## (1) ~ (9) (略)

## (10) 勤務体制の確保(居宅基準第百四十の十一の二)

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設に二名以上配置する(ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下(10)において「ユニット型事業所」という。)とユニット型の指定介護老人福祉施設等(以下(10)において「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。)を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

## 3 (略)

## 4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

## (1) ~ (9) (略)

## (10) 勤務体制の確保(居宅基準第百四十の十一の二)

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に二名以上配置する(ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下(10)において「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設等(以下(10)において「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。)を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

## 5 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業

## (1) 第六節の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する指定短期入所生活介護事業所(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して事業所の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日

において現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで事業所の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一節、第三節及び第四節ではなく、第六節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第百四十条の十五は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針（居宅基準第百四十条の三）に、また、それ以外の部分にあっては指定短期入所生活介護の事業の基本方針（居宅基準第百二十条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、居宅基準第百四十条の十六から第百四十条の二十二まで及び第百四十条の二十四に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3) 運営規程（居宅基準第百四十条の二十三）

利用定員並びに指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット型部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

① 居宅基準第百二十一条第三項に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護のユニット部分については4に、また、それ以外の部分については2及び3に、それぞれ定めるところによる。

6 (略)

九 短期入所療養介護

5 (略)

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第百四十二条及び第百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2・3 (略)

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第百四十二条及び第百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2・3 (略)

4 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業

(1) 第六節の趣旨

一部ユニット型指定短期療養介護事業所の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一節、第三節及び第四節ではなく、第六節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第百五十五条の十四は、一部ユニット型短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針（居宅基準第百五十五条の三）に、また、それ以外の部分にあつては指定短期入所療養介護の事業の基本方針（居宅基準第百四十一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、居宅基準第百五十五条の十五から第百五十五条の二十二まで及び第百五十五条の二十三に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3) 運営規程（居宅基準第百五十五条の二十一）

利用定員並びに指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

一〇～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 (略)

二 介護サービスとの相違点

1～3 (略)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百三十六条)

予防基準第百三十六条については、内容としては、居宅基準第百二十八条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の八の3の(4)の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百九十一条)

予防基準第百九十一条については、内容としては、居宅基準第百四十六条 (指定短期入所療養介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の九の2の(2)の②を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

三 (略)

別表一及び別表二 (略)

① 居宅基準第百二十一条第一項第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分については3に、また、それ以外の部分については1及び2までに、それぞれ定めるところによる。

一〇～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 (略)

二 介護サービスとの相違点

1～3 (略)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百三十六条)

予防基準第百三十六条については、内容としては、居宅基準第百二十八条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の八の3の(4)の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百九十一条)

予防基準第百九十一条については、内容としては、居宅基準第百四十六条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の九の2の(2)の②を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

三 (略)

別表一及び別表二 (略)

## ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一～第四（略）</p> <p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 1～9（略）</p> <p>10 勤務体制の確保等 (1)（略） (2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の</p>	<p>第一～第四（略）</p> <p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 1～9（略）</p> <p>10 勤務体制の確保等 (1)（略） (2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型指定介護老人福祉施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよ</p>

合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

(削る)

いこととする (ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

## 第六 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

### 1 第六章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

### 2 基本方針

基準省令第五十一条は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあってはユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第三十九条）に、また、それ以外の部分にあっては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十二条から第五十七条まで、第五十九条及び第六十条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準省令第五十八条）

入居（入所）定員並びに指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 従業者の配置の基準等

(1) 基準省令第二条第一項第三号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第二から第四までに、それぞれ定めるところによる。

## ○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型介護老人保健施設 1～9 (略) 10 勤務体制の確保等（基準省令第四十八条） (1) (略) (2) ユニット型介護老人保健施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型介護老人保健施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。</p>	<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型介護老人保健施設 1～9 (略) 10 勤務体制の確保等（基準省令第四十八条） (1) (略) (2) ユニット型介護老人保健施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設（<u>一部ユニット型の施設も含む。</u>）に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型介護老人保健施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型<u>又は一部ユニット型</u>の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいことと</p>

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)  
11 (略)

(削る)

する。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)  
11 (略)

## 第六 一部ユニット型介護老人保健施設

### 1 第六章の趣旨（基準省令第五十一条）

平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型介護老人保健施設とし、その基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

### 2 基本方針（基準省令第五十二条）

基準省令第五十二条は、一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型介護老人保健施設の基本方針（基準省令第四十条）に、また、それ以外の部分にあつては介護老人保健施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、施設及び設備、利用料の受領、介護保健施設サービスの取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十三条から第六十一条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

### 3 運営規程（基準省令第五十九条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

### 4 職員の配置の基準等

- (1) 基準省令第二条第一項第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
- (2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。
- 5 一部ユニット型介護老人保健施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第二から第四までに、それぞれ定めるところによる。

## ○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第45号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型指定介護療養型医療施設</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>病室</u> (第一号イ)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 病室の面積等</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、<u>入院患者</u>は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、<u>病室</u>は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 勤務体制の確保等 (基準省令第四十八条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。)を各施設に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p>	<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 ユニット型指定介護療養型医療施設</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>病室の基準</u> (第一号イ)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 病室の面積等</p> <p>ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、<u>入院患者</u>は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、<u>療養室</u>は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 勤務体制の確保等 (基準省令第四十八条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。)を各施設 (<u>一部ユニット型の施設も含む。</u>)に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p>

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定介護療養型医療施設（以下（２）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（２）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

(削る)

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定介護療養型医療施設（以下（２）において「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（２）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

## 第六 一部ユニット型指定介護療養型医療施設

### 1 第六章の趣旨

平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護療養型医療施設とし、その基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

### 2 基本方針

基準省令第五十一条は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型指定介護療養型医療施設の基

本方針（基準省令第三十八条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護療養型医療施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十三条から第六十一条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準省令第五十九条）

入院患者の定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

(1) 基準省令第二条第一項第二号及び第三号、第二条第二項第二号及び第三号又は第二条第三項第二号及び第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入院患者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入院患者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第一から第四までに、それぞれ定めるところによる。